

【資料 2】 開放型自治会館建設に係る支援イメージ

現在 「秦野市自治会館建設等補助金交付要綱」による補助

新築・増改築・修繕	補助金 60%以内、1,800万円以内	自治会自己資金 (40%)
-----------	------------------------	------------------

案 1 公共施設の跡地に機能補完のための自治会館を建設する補助

新築 (公共施設の跡地)	補助金 60%以内、1,800万円以内 (現在の要綱による補助)	機能補完 補助金	自治会 自己資金
-----------------	--	-------------	-------------

公共施設の跡地に自治会館を建設する
場合に限る上乗せ分
・ひばりが丘児童館
・曾屋ふれあい会館
を想定して規定(新築時の1回のみ)

参考：
「御門自治会まちづくり特例交
付金交付要綱」による補助
(H35. 3. 31 までの期限で補助)
・自治会館用地取得価格の全額
4,300万円以内、1回のみ
・自主活動事業費の1/2
100万円以内、年1回

(無利子貸付制度なども検討)
※地方公共団体が貸付を行うことに関して法令上
の規制は設けられていない。
※開館初年度の開放実績に応じて翌年度から償還
開始

案 2 開放型自治会館奨励金 (仮称)

維持管理	奨励金 (額は別途検討)	使用料収入 (一般の公共施 設程度の単価)	自治会 自己資金 (≒自治会 活動充充分)
------	-----------------	-----------------------------	--------------------------------

維持管理(光熱水費・簡単な修繕等)へ充当でき
る奨励金
※前年度の開放実績に応じて翌年度に支払
※全市的に活用可能(既存の自治会館でも可)

開放型自治会館の相互利
用の促進、使用料収入の
増につなげる